

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則.....（医療政策課）	71
○医療法施行細則の一部を改正する規則.....（医務業務課）	74
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則（道立病院管理局）	76
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則.....（子ども未来推進局）	76
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課）	77
○結核予防法施行細則を廃止する規則.....（健康推進課）	77
告 示	
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	77
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	78
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	78
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	79
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	79
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	80
○都市計画区域の変更.....（都市計画課）	80
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	84
○道路の供用の開始.....（道路課）	84
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	85
○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正（出納局総務課）	86
規 則	
北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年3月27日 北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第27号

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則

（北海道立衛生学院学則の一部改正）

第1条 北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第27条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「学生の健康管理に必要な事項」を「学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規定する保健安全計画」に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

氏 名 ㊟

保証人現住所

職 業 を

本人との関係

氏 名 ㊟

年 月 日生」

「本人現住所

氏 名 ㊟」に改める。

（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

第2条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第8条中「書類」の次に「、写真（出願前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。）」を加え、同条各号を次のように改める。

（1）准看護師免許証の写し

（2）准看護師免許を得た後3年以上業務に従事していることを証する書類又は高等学校若しくは中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）の卒業証明書若しくは高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類、通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。）を修了したこと若しくは修了する見込みであることを証する書類、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書若しくは同条第5項の特別合格証明書その他の学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類

（3）保健師助産師看護師法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する養成所の成績証明書

第9条第1項中「2人」を「1人」に改め、「戸籍の抄本又は謄本及び」を削る。

第26条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「健康管理に必要な事項」を「前項に定めるもののほか、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規定する保健安全計画」に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊦

保証人現住所

職 業

を

本人との関係

（ふりがな）
氏 名

㊦

年 月 日生」

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊦

に改める。

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第8条中「書類」を「各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める書類、写真（出願前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

（1）地域看護学科及び助産学科 次のア、イ又はエのいずれかに掲げる書類（免許を得た後3年以上看護業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校（以下この条において「高等学校等」という。）を卒業している准看護師にあっては、次のアからエまでのいずれかに掲げる書類）

ア 保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学校（以下この号において「看護師学校」という。）において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたこと又は修める見込みであることを証する書類及び当該看護師学校の成績証明書

イ 保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する養成所（以下この号において「看護師養成所」という。）の卒業証明書又は看護師養成所を卒業する見込みであることを証する書類及び当該看護師養成所の成績証明書

ウ 看護師学校又は看護師養成所において2年以上修業したこと又は修業する見込みであることを証する書類及び当該看護師学校又は看護師養成所の成績証明書

エ 保健師助産師看護師法第21条第4号の規定による厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類

（2）看護学科 高等学校等の卒業証明書又は高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類及び当該高等学校等の成績証明書、通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。）を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び当該学校教育に係る成績証明書、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書及び同条第2項の合格成績証明書又は同条第5項の特別合格証明書及び同条第6項の特別合格成績証明書その他の学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類

第10条第1項中「2人」を「1人」に改め、「戸籍の抄本又は謄本及び」を削る。

第26条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「健康管理に必要な事項」を「前項に定めるもののほか、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規定する保健安全計画」に改める。

別表（その3）中

「		基礎看護学実習Ⅰ		を		「	
		基礎看護学実習Ⅱ				基礎看護学実習Ⅱ	
		1				2	
		2				1	
		」				」	

に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊦

保証人現住所

職 業

を

本人との関係

（ふりがな）
氏 名

㊦

年 月 日生」

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊦

に改める。

（北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正）

第4条 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第124号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「2人」を「1人」に改め、「戸籍の抄本又は謄本及び」を削る。
第27条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「健康管理に必要な事項」を「前項に定めるもののほか、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規定する保健安全計画」に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊞

保証人現住所

職 業

を

本人との関係

（ふりがな）
氏 名

㊞

年 月 日生」

「本人現住所

（ふりがな）
氏 名

㊞

に改める。

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第5条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第8条中「書類」の次に「、写真（出願前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。）」を加え、同条各号を次のように改める。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）の卒業証明書又は高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類及び当該高等学校等の成績証明書
 - （2）通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。）を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び当該学校教育に係る成績証明書
 - （3）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書及び同条第2項の合格成績証明書又は同条第5項の特別合格証明書及び同条第6項の特別合格成績証明書
 - （4）その他学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類
- 第10条第1項中「2人」を「1人」に改め、「戸籍の抄本又は謄本及び」を削る。
第27条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「健康管理に必要な事項」を「前項に定めるもののほか、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規

定する保健安全計画」に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

（ふりがな）

氏 名

㊞

保証人現住所

職 業

を

本人との関係

（ふりがな）

氏 名

㊞

年 月 日生」

「本人現住所

（ふりがな）

に改める。

氏 名

㊞

（北海道立江差高等看護学院学則の一部改正）

第6条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条中「書類」の次に「、写真（出願前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。）」を加え、同条各号を次のように改める。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）の卒業証明書又は高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類及び当該高等学校等の成績証明書
 - （2）通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。）を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び当該学校教育に係る成績証明書
 - （3）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書及び同条第2項の合格成績証明書又は同条第5項の特別合格証明書及び同条第6項の特別合格成績証明書
 - （4）その他学校教育法第56条第1項の規定に該当する者であることを証する書類
- 第11条第1項中「2人」を「1人」に改め、「戸籍の抄本又は謄本及び」を削る。

第28条の見出しを「（保健管理及び安全管理）」に改め、同条第2項中「健康管理に必要な事項」を「前項に定めるもののほか、学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条に規定する保健安全計画」に改める。

別記第2号様式中

「本人現住所

（ふりがな）

氏 名

㊦

保証人現住所

職 業

を

本人との関係

（ふりがな）

氏 名

㊦

年 月 日生」

「本人現住所

（ふりがな）

氏 名

に改める。

㊦」

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日において現に北海道立旭川高等看護学院看護学科に在学している者の教育課程については、第3条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則別表その3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条の3中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

第33条中「法」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法」に改める。

第35条中「第5条の7」を「第5条の12」に改める。

第35条の2中「第5条の8」を「第5条の13」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（病床の転換予定の届出）

第35条の3 省令附則第51条及び第52条第1項の規定による病床の転換予定の届出は、別記第43号様式の病床転換予定届によってしなければならない。

第37条第19号中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

別記第1号様式中「臨床研修修了医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に、

「
臨床研修を修了した旨の登録
（歯科医籍登録）
」を「
臨床研修を修了した旨の登録
」

に改め、同様式備考2の事項中「歯科医師免許証」を「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証」に改め、同事項ただし書中「写しを」の次に「、医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師免許証の写しを」を加え、同備考3の事項中「医籍登録」の次に「又は歯科医籍登録」を加える。

別記第3号様式の3中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

別記第4号様式備考⁽¹⁾の事項中「臨床研修修了医師（歯科医師）」を「臨床研修等修了医師（臨床研修等修了歯科医師）」に改め、同備考⁽⁵⁾の事項中「歯科医師免許証」を「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証」に改め、同事項ただし書中「写しを」の次に「、医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師免許証の写しを」を加え、同備考⁽⁷⁾の事項中「臨床研修修了医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師」に改める。

別記第5号様式中

「
臨床研修を修了した旨の登録
（歯科医籍登録、助産師籍登録）
」を「
臨床研修を修了した旨の登録
（助産師籍登録）
」

に改め、同様式備考1の事項中「歯科医師免許証」を「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証」に改め、同事項ただし書中「写しを」の次に「、医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師免許証の写しを」を加え、同備考2の事項中「医籍登録」の次に「又は歯科医籍登録」を加える。

別記第6号様式中

「
臨床研修を修了した旨の登録
（歯科医籍登録、助産師籍登録）
」を「
臨床研修を修了した旨の登録
」

に改め、同様式備考2の事項中「臨床研修修了医師又は歯科医師」を「臨床研修等修了医師

又は臨床研修等修了歯科医師」に、「歯科医師免許証」を「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証」に改め、同事項ただし書中「写しを」の次に「、医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師免許証の写しを」を加え、同備考3の事項中「医籍登録」の次に「又は歯科医籍登録」を加える。

別記第12号様式中

「

臨床研修を修了した旨の登録 (歯科医籍登録、助産師籍登録)

を「

臨床研修を修了した旨の登録 (助産師籍登録)

」

に改め、同様式備考1の事項中「歯科医師免許証」を「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証」に改め、同事項ただし書中「写しを」の次に「、医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師免許証の写しを」を加え、同備考2の事項中「医籍登録」の次に「又は歯科医籍登録」を加える。

別記第20号様式別紙その3注意事項5の事項中「診療用放射性同位元素使用室」の次に「、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室」を加える。

別記第29号様式添付書類11の事項及び別記第33号様式添付書類4(2)の事項中「医師免許証」又は「歯科医師免許証」を「、医師免許証」又は「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証(当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証)」に改める。

別記第38号様式中「、医療法」を「、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の医療法」に改める。

別記第39号様式添付書類8(3)の事項中「医師免許証」又は「歯科医師免許証」を「、医師免許証」又は「歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証(当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証)」に改める。

別記第41号様式中「第5条の7」を「第5条の12」に改める。

別記第42号様式中「第5条の8」を「第5条の13」に改め、同様式添付書類6の事項中「理事長又は管理者たる理事」を「管理者である理事長又は理事」に、「当該理事長又は理事の医師免許証(当該理事が臨床研修修了医師であるときは医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証)又は歯科医師免許証」を「当該理事長又は理事の医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証(当該者が医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であると

きは、医師免許証)又は歯科医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証(当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証)」に改め、同様式添付書類7の事項中「印鑑登録証明書」の次に「及び当該理事長(管理者である理事長を除く。)の医師免許証又は歯科医師免許証の写し」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第43号様式(第35条の3関係)

病 床 転 換 予 定 届

年 月 日

北海道知事 様

住所 【 法人であるときは、主たる
事務所の所在地 】

開設者

氏名 【 法人であるときは、名称及
び代表者の氏名 】 ㊟

医療法施行規則附則第51条(第52条第1項)の規定により、次のとおり病床の転換を行いたいので届け出ます。

記

- 1 病院の名称
- 2 病院の所在地
- 3 転換予定年月日 年 月 日
- 4 転換により設置を予定する施設の種類の
(介護老人保健施設・軽費老人ホーム・その他())
- 5 病床数
(1) 病床種別ごとの病床数

病床種別	一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床	合 計
許可病床	床	床	床	床	床	床
うち転換 の対象と する病床		床	床			床

(2) 各病室の病床数

棟（階）別	病床種別	病室の名称	病床定員	転換病床
			床	床

備考

- 1 転換の対象となる精神病床は、介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床に限る。
- 2 転換の対象とする病床を含む病棟について記載することとし、当該病棟のすべての病室について記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第43条中第3項を第4項とし、同条第2項中「すみやかに前項」を「速やかに第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 企業出納員は、前項の規定にかかわらず、払い込むべき収納金のうちから、釣銭に用いるため、30万円を超えない範囲内において部局長が定める金額を限度として現金を保管することができる。

第88条中「預り金」の次に「（医療費預り金を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（医療費預り金）

第88条の2 企業出納員は、月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。）を除く。）のそれぞれ午前8時45分から午後5時30分まで以外の時間にお

ける患者の診療又は退院により、当該患者の納付額を確定することができないときは、部局長が別に定める方法によって算定する額を医療費預り金として当該患者から預かることができる。

- 2 医療費預り金は、預かった日の翌日から起算して10日間（前項に規定する月曜日から金曜日までの日以外の日は、期間の計算には算入しない。）に限り現金で保管することができる。
- 3 前項の規定により保管を開始した日から10日を経過した医療費預り金は、当該保管を開始した日から10日を経過した日又はその翌日出納金融機関に払い込まなければならない。
- 4 企業出納員は、当該患者の納付額が確定したときは、医療費預り金の全部又は一部を収納金に充当することができる。
- 5 医療費預り金に係る取扱いについては、前各項に定めるもののほか、知事の定めるところによる。

別表第2 負債の事項中

「 預 り 金 」		給与費に係る源泉徴収税及び社会保険料	を
「 預 り 金 」		預 り 諸 税 医療費預り金	に改める。
		給与費に係る源泉徴収税及び社会保険料 医療費に係る預り金	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「、当該月」を「当該月」に改め、「末日」の次に「、被措置者の属する世帯の扶養義務者が法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合は当該月の翌々月の末日までにおいて支庁長が定める日」を加える。

別表第2 末尾欄外注1の事項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同注2の事項中「から第3項までの規定及び」を「及び第2項並びに第41条の2の規定並びに」に改め、

同注中 9 の事項を10の事項とし、 8 の事項を 9 の事項とし、 7 の事項を 8 の事項とし、同注 6(3)の事項中「者）」の次に「、法第24条の 2 第 1 項に規定する指定施設支援を受ける児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 6 条の自立支援給付を受ける者（同法第 5 条第 5 項に規定する療養介護、同条第 6 項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援を受ける者		に限る。）又は同法附則第22条第 1 項に規定する特定旧法受給者」を加え、同事項イ中「療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第156号）に規定する療育手帳」を「療育手帳（知的障害児（者）の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」に改め、同事項に次のように加える。	
オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 別表第 2 末尾欄外注中 6 の事項を 7 の事項とし、 5 の事項の次に次の 1 事項を加える。			
6 5 の規定にかかわらず、被措置者の属する世帯の扶養義務者が法第24条の 2 第 1 項の障害児施設給付費を支給されている場合においては、次に掲げる区分に応じ、(1)又は(2)に定める額を徴収金の額とする。 (1) 当該障害児施設給付費の支給対象児童等が措置により入所しているものとしたならば徴収されるべき金額（以下「徴収金上限額」という。）が当該扶養義務者の負担する利用者負担額（法第24条の 2 第 1 項に規定する指定施設支援に要した費用、法第24条の 7 第 1 項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第 1 項に規定する障害児施設医療に要した費用について当該扶養義務者が実際に負担した費用をいう。以下同じ。）を超える場合 その徴収金上限額と障害児施設の利用者負担額との差額 (2) 当該世帯の徴収金上限額が障害児施設の利用者負担額以下である場合 0 円			
附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道児童福祉施設費用徴収規則別表第 2 の規定は、平成18年 10月以後の分の徴収金について適用し、同年 9 月以前の分の徴収金については、なお従前の例による。		結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。 平成19年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ		北海道規則第32号 結核予防法施行細則を廃止する規則 結核予防法施行細則（昭和38年北海道規則第79号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。	
北海道規則第31号 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 項の表中「年0.5パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。		告 示	
附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年 2 月20 日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。		北海道告示第202号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（名駒地区中山間地域総合農地防災（農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成19年 3 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海	

道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年3月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
花 月 第 1	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道空知支庁
伊 藤 沼 同		同
女満別豊住 同	（農業用排水、暗きょ、客土）	北海道網走支庁
第 2 福 梅	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	同
札 久 留 同	（農業用排水、暗きょ、土層改良）	同

北海道告示第204号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

音標漁港（枝幸町）の項を次のように改める。

音標漁港 （枝幸町）	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角と北防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	第1船揚場、第2船揚場、第1漁船保管施設用地及	漁船以外の船舶

び第2漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域

西上泊漁港（礼文町）の項を次のように改める。

西上泊漁港 （礼文町）	南防波堤、北防波堤、南防波堤西端北側角、北防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

稲穂（勸太浜地区）漁港（奥尻町）の項を次のように改める。

稲穂（勸太浜地区）漁港 （奥尻町）	東防波堤突堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

大岸漁港（豊浦町）の項を次のように改める。

大岸漁港 （豊浦町）	東防波堤、南防波堤、南防波堤突堤、西防波堤、南防波堤突堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場、漁船保管施設用地及び漁船保管修理施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

伊達漁港（伊達市）の項を次のように改める。

伊達漁港 （伊達市）	（漁港施設） 東防波堤、南防波堤、東防波堤南端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、漁港利用調整施設を除いた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	（利用調整施設） 東防波堤、南防波堤、東防波堤南端東側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた水域のうち、別図に示す漁港利用調整施設内の水域	船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

冬島漁港（様似町）の項を次のように改める。

冬島漁港 (様似町)	東防波堤①、東防波堤②、第2南防波堤、突堤、南防波堤、東防波堤①西端南側角と東防波堤②北端西側角を結ぶ直線、第2南防波堤西端北側角と突堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

幌茂尻(幌茂尻地区)漁港(根室市)の項を次のように改める。

幌茂尻(幌茂尻地区)漁港 (根室市)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舶
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舶

北海道告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字湯里680の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第206号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字湯里680の1・680の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて、縦覧に供する。）

北海道告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

初山別村（次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を稚内市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第207号のとおりである。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

稚内市宗谷岬90、91所在の森林について所有権を有する

齋藤 實

稚内市宗谷岬92所在の森林について所有権を有する

田村 功、田澤 榮、中田貴美子

北海道告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画区域の名称 札幌圏都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

札幌市南区定山溪849番地の一部、1003番地、1004番地、1060番地

3 都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 札幌市

ア 中央区大通西1丁目から西28丁目まで、大通東1丁目から東14丁目まで、北1条西1丁目から西28丁目まで、北1条東1丁目から東19丁目まで、北2条西1丁目から西28丁目まで、北2条東1丁目から東20丁目まで、北3条西1丁目から西30丁目まで、北3条東1丁目から東15丁目まで、北4条西1丁目から西30丁目まで、北4条東1丁目から東8丁目まで、北5条西1丁目から西29丁目まで、北5条東1丁目から東3丁目まで、北6条西10丁目から西28丁目まで、北7条西11丁目から西27丁目まで、北8条西12丁目から西26丁目まで、北9条西13丁目から西24丁目まで、北10条西14丁目から西24丁目まで、北11条西13丁目から西24丁目まで、北12条西15丁目から西20丁目まで、北12条西23丁目、北13条西15丁目から西19丁目まで、北14条西15丁目、北14条西18丁目から西20丁目まで、北15条西15丁目、北15条西19丁目、北16条西15丁目、北16条西16丁目、北16条西20丁目、北16条西21丁目、北17条西15丁目、北18条西15丁目、北20条西15丁目、北21条西15丁目、北22条西15丁目、南1条西1丁目から西28丁目まで、南1条東1丁目から東8丁目まで、南2条西1丁目から西28丁目まで、南2条東1丁目から東6丁目まで、南3条西1丁目から西18丁目まで、南3条西20丁目から西28丁目まで、南3条東1丁目から東6丁目まで、南4条西1丁目から西18丁目まで、南4条西20丁目から西28丁目まで、南4条東1丁目から東5丁目まで、南5条西1丁目から西18丁目まで、南5条西20丁目から西28丁目まで、南5条東1丁目から東5丁目まで、南6条西1丁目から西18丁目まで、南6条西20丁目から西27丁目まで、南6条東1丁目から東3丁目まで、南7条西1丁目から西18丁目まで、南7条西20丁目から西26丁目まで、南7条東1丁目、南7条東2丁目、南8条西1丁目から西18丁目まで

で、南8条西20丁目から西26丁目まで、南9条西1丁目から西18丁目まで、南9条西20丁目から西23丁目まで、南10条西1丁目から西3丁目まで、南10条西6丁目から西18丁目まで、南10条西20丁目から西23丁目まで、南11条西1丁目、南11条西6丁目から西18丁目まで、南11条西20丁目から西23丁目まで、南12条西1丁目、南12条西6丁目から西18丁目まで、南12条西20丁目から西23丁目まで、南13条西1丁目、南13条西5丁目から西18丁目まで、南13条西20丁目から西23丁目まで、南14条西1丁目、南14条西5丁目から西19丁目まで、南15条西1丁目、南15条西4丁目から西19丁目まで、南16条西1丁目、南16条西4丁目から西19丁目まで、南17条西4丁目から西18丁目まで、南18条西5丁目から西17丁目まで、南19条西5丁目から西16丁目まで、南20条西5丁目から西16丁目まで、南21条西5丁目から西16丁目まで、南22条西6丁目から西15丁目まで、南23条西7丁目から西15丁目まで、南24条西7丁目から西15丁目まで、南25条西7丁目から西14丁目まで、南26条西7丁目から西14丁目まで、南27条西7丁目から西14丁目まで、南28条西7丁目から西13丁目まで、南29条西8丁目から西12丁目まで、南30条西9丁目から西11丁目まで、中島公園、宮ヶ丘1丁目から3丁目まで、宮ヶ丘、円山、円山西町1丁目から10丁目まで、円山西町、双子山1丁目から4丁目まで、界川1丁目から4丁目まで、旭ヶ丘1丁目から6丁目まで、伏見1丁目から5丁目まで、宮の森1条1丁目から18丁目まで、2条1丁目から17丁目まで、3条1丁目から13丁目まで、4条1丁目から13丁目まで、宮の森盤溪201番地から214番地まで、216番地から227番地まで、229番地から234番地まで、238番地から246番地まで、249番地から265番地まで、267番地から279番地まで、281番地から329番地まで、331番地から351番地まで、353番地から431番地まで、433番地から442番地まで、444番地から459番地まで、461番地から465番地まで、467番地から477番地まで、479番地から490番地まで、492番地から508番地まで

イ 北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、手稲区の全域

ウ 清田区清田1条1丁目から4丁目まで、2条1丁目から3丁目まで、3条1丁目から3丁目まで、4条1丁目から4丁目まで、5条1丁目から4丁目まで、6条1丁目から4丁目まで、7条1丁目から4丁目まで、8条1丁目から3丁目まで、9条1丁目、9条3丁目、10条3丁目、10条4丁目、清田、真栄1条1丁目、1条2丁目、2条1丁目、2条2丁目、3条2丁目、4条1丁目から5丁目まで、5条1丁目から5丁目まで、6条1丁目、真栄、北野1条1丁目、1条2丁目、2条1丁目から3丁目まで、3条1丁目から5丁目まで、4条1丁目から5丁目まで、5条1丁目から5丁目まで、6条1丁目から5丁目まで、7条1丁目から5丁目まで、平岡1条1丁目から6丁目まで、2条1丁目から6丁目まで、3条1丁目から6丁目まで、4条1丁目から3丁目まで、4条6丁目、7丁目、5条1丁目から4丁目まで、5条6丁目、6条1丁目から4丁目まで、7条1丁目から4丁目まで、8条1丁目から4丁目まで、

9条1丁目から4丁目まで、10条1丁目から3丁目まで、平岡公園、平岡公園東1丁目から東11丁目まで、里塚1条1丁目から4丁目まで、里塚2条1丁目から7丁目まで、里塚3条1丁目から7丁目まで、里塚4条1丁目、里塚4条3丁目、里塚緑ヶ丘1丁目から12丁目まで、里塚、美しが丘1条1丁目から10丁目まで、2条1丁目から10丁目まで、3条1丁目から10丁目まで、4条5丁目から10丁目まで、5条5丁目から6丁目まで、5条9丁目、有明1番地から29番地まで、31番地から32番地まで、36番地から46番地まで、49番地、51番地から52番地まで、57番地、59番地から68番地まで、70番地から89番地まで、91番地から143番地まで、145番地から154番地まで、156番地から177番地まで、180番地から206番地まで、208番地から209番地まで、213番地から250番地まで、252番地から298番地まで、300番地から319番地まで、321番地から330番地まで、332番地から362番地まで、374番地から389番地まで、402番地から403番地まで、405番地から408番地まで、412番地、417番地から425番地まで、428番地、450番地、455番地、457番地から459番地まで、463番地、470番地から488番地まで、491番地から494番地まで、496番地から499番地まで、502番地から513番地まで、516番地から545番地まで、547番地、552番地から567番地まで、569番地、571番地から590番地まで、592番地、594番地から596番地まで、598番地から599番地まで、601番地、610番地、612番地から633番地まで、635番地から636番地まで、662番地から677番地まで

エ 南区南30条西8丁目、南31条西8丁目から西11丁目まで、南32条西8丁目から西11丁目まで、南33条西8丁目から西11丁目まで、南34条西8丁目から西11丁目まで、南35条西9丁目から西11丁目まで、南36条西10丁目、南36条西11丁目、南37条西10丁目、南37条西11丁目、南38条西10丁目、南38条西11丁目、南39条西10丁目南39条西11丁目、藻岩下1丁目から5丁目まで、藻岩下、藻岩山、川沿1条1丁目から6丁目まで、2条1丁目から6丁目まで、3条1丁目から5丁目まで、4条1丁目から5丁目まで、5条1丁目から4丁目まで、6条2丁目から4丁目まで、7条2丁目から4丁目まで、8条1丁目から4丁目まで、9条1丁目から4丁目まで、10条1丁目から3丁目まで、11条1丁目から3丁目まで、12条1丁目から5丁目まで、13条1丁目から3丁目まで、14条1丁目から2丁目まで、15条1丁目から2丁目まで、16条1丁目から2丁目まで、17条1丁目から2丁目まで、18条1丁目から2丁目まで、川沿町

北ノ沢1丁目から9丁目まで、北ノ沢、中ノ沢1丁目から7丁目まで、中ノ沢、南沢1条1丁目から3丁目まで、南沢2条1丁目から4丁目まで、南沢3条1丁目から4丁目まで、南沢4条1丁目から4丁目まで、南沢5条1丁目から4丁目まで、南沢6条2丁目から4丁目まで、南沢、砥石山、白川1814番地から1817番地まで、硬石山、滝野1番地から9番地まで、11番地から19番地まで、23番地から49番地まで、51番地から52番地まで、55番地から59番地まで、67番地から86番地まで、92番地から111番

地まで、116番地、120番地、132番地から134番地、136番地から137番地、140番地、143番地、148番地、151番地から152番地まで、154番地から203番地まで、205番地から247番地まで、277番地、302番地から303番地まで、319番地、324番地、326番地から327番地まで、332番地、358番地、371番地、372番地、375番地から416番地まで、422番地から424番地まで

澄川1条1丁目から4丁目まで、2条1丁目から5丁目まで、3条1丁目から6丁目まで、4条1丁目から12丁目まで、5条3丁目から13丁目まで、6条3丁目から13丁目まで、澄川

真駒内柏丘1丁目から12丁目まで、真駒内曙町1丁目から4丁目まで、真駒内上町1丁目から5丁目まで、真駒内緑町1丁目から4丁目まで、真駒内幸町1丁目から3丁目まで、真駒内泉町1丁目から4丁目まで、真駒内南町1丁目から7丁目まで、真駒内本町1丁目から7丁目まで、真駒内東町1丁目から3丁目まで、真駒内、真駒内公園

石山1条1丁目から9丁目まで、2条2丁目から9丁目まで、3条5丁目から8丁目まで、4条6丁目、東1丁目から7丁目まで、石山

常盤1条1丁目から2丁目まで、2条1丁目から3丁目まで、3条1丁目から2丁目まで、4条1丁目から2丁目まで、5条1丁目から2丁目まで、6条1丁目から2丁目まで、1番地から2番地まで、56番地から58番地まで、60番地、102番地、109番地から111番地まで、118番地から119番地まで、121番地から151番地まで、153番地から180番地まで、182番地から184番地まで、186番地から194番地まで、197番地から233番地まで、245番地、251番地、258番地、273番地、279番地、287番地から288番地まで、291番地から293番地まで、295番地から342番地まで、344番地、347番地から349番地まで、351番地から361番地まで、363番地から374番地まで、376番地から381番地まで、383番地から472番地まで、474番地、476番地から480番地まで、484番地、486番地から487番地まで、489番地から490番地まで、492番地、495番地から517番地まで、519番地から523番地まで、525番地から530番地まで、532番地から546番地まで、芸術の森1丁目から3丁目まで、藤野1条5丁目から10丁目まで、2条1丁目から13丁目まで、3条1丁目から11丁目まで、4条1丁目から11丁目まで、5条1丁目から10丁目まで、6条1丁目から4丁目まで、6条6丁目、6条9丁目、藤野、砥山1番地から28番地まで、30番地から31番地まで、35番地、38番地、40番地から54番地まで、56番地から63番地まで、67番地から78番地まで、80番地から81番地まで、83番地から95番地まで、104番地から134番地まで、136番地から150番地まで、152番地から155番地まで、157番地から169番地まで、171番地、174番地から190番地まで、192番地から208番地まで、210番地、215番地から230番地まで

簾舞1条1丁目、1条2丁目、1条4丁目、1条5丁目、2条1丁目から5丁目ま

で、3条1丁目から3丁目まで、3条5丁目、3条6丁目、4条1丁目から3丁目まで、4条6丁目、5条1丁目、5条2丁目、6条1丁目、6条2丁目、簾舞17番地から18番地まで、20番地から48番地まで、52番地から57番地まで、60番地、65番地から72番地まで、74番地、76番地、79番地から81番地まで、86番地、91番地から98番地まで、104番地から108番地まで、110番地から146番地まで、150番地から161番地まで、164番地から247番地まで、249番地から306番地まで、308番地から314番地まで、322番地から323番地まで、341番地から362番地まで、364番地から400番地まで、403番地、430番地から437番地まで、448番地、453番地、455番地から456番地まで、458番地から459番地まで、461番地から517番地まで、522番地から527番地まで、529番地から530番地まで、532番地から534番地まで、537番地から548番地まで、559番地、561番地、565番地から573番地まで、575番地、584番地から585番地まで、594番地から600番地まで、602番地から626番地まで、630番地から634番地まで、638番地から644番地まで、647番地から661番地まで、670番地から678番地まで、680番地から682番地まで、689番地、694番地から697番地まで、700番地から718番地まで

豊滝34番地から65番地まで、67番地から79番地まで、83番地、87番地、90番地から91番地まで、94番地から102番地まで、105番地から106番地まで、108番地から116番地まで、120番地、122番地から221番地まで、223番地から229番地まで、234番地から239番地まで、241番地から262番地まで、264番地から286番地まで、288番地、294番地、296番地、306番地から308番地まで、318番地、320番地、323番地、328番地から330番地まで、332番地から336番地まで、340番地から342番地まで、350番地から380番地まで、382番地から397番地まで、399番地から432番地まで、434番地から479番地まで、481番地から484番地まで、486番地から509番地まで、511番地から538番地まで、546番地から549番地まで、665番地から670番地まで、672番地から701番地まで、704番地、705番地から723番地まで、小金湯1番地から19番地まで、21番地から33番地まで、510番地、539番地から545番地まで、550番地から599番地まで、601番地、603番地から604番地まで、606番地、608番地、613番地から615番地まで、617番地から664番地まで、671番地、674番地から675番地まで、678番地から704番地まで、706番地から712番地まで

定山渓温泉東1丁目から東4丁目まで、定山渓温泉西1丁目から西4丁目まで、定山渓1番地から17番地まで、19番地、95番地、566番地から570番地まで、572番地から638番地まで、640番地から654番地まで、657番地から697番地まで、700番地から701番地まで、704番地から720番地まで、723番地から752番地まで、756番地から799番地まで、801番地から816番地まで、818番地から825番地まで、831番地から832番地まで、838番地から847番地まで、849番地の一部、855番地から866番地まで、870番地から925番地まで、927番地、930番地から942番地まで、944番地から945番地まで、

947番地、968番地、1005番地、1008番地から1010番地、1023番地、1025番地から1029番地まで、1032番地、1039番地の一部、1040番地、1047番地、1052番地から1059番地まで、1061番地、1062番地

オ 西区山の手1条1丁目から13丁目まで、2条1丁目から12丁目まで、3条1丁目から12丁目まで、4条1丁目から11丁目まで、5条1丁目から10丁目まで、6条1丁目から9丁目まで、7条5丁目から8丁目まで、二十四軒1条1丁目から7丁目まで、2条1丁目から7丁目まで、3条1丁目から7丁目まで、4条1丁目から7丁目まで、琴似1条1丁目から7丁目まで、2条1丁目から7丁目まで、3条1丁目から7丁目まで、4条1丁目から7丁目まで、八軒1条東1丁目から5丁目まで、2条東1丁目から5丁目まで、3条東1丁目から5丁目まで、4条東1丁目から5丁目まで、5条東1丁目から5丁目まで、6条東1丁目から5丁目まで、7条東1丁目から5丁目まで、8条東1丁目から5丁目まで、9条東1丁目から5丁目まで、10条東1丁目から5丁目まで、1条西1丁目から4丁目まで、2条西1丁目から4丁目まで、3条西1丁目から5丁目まで、4条西1丁目から6丁目まで、5条西1丁目から6丁目まで、5条西8丁目から11丁目まで、6条西1丁目から11丁目まで、7条西1丁目から11丁目まで、8条西1丁目から10丁目まで、9条西1丁目から7丁目まで、9条西9丁目から11丁目まで、10条西1丁目から6丁目まで、10条西9丁目から13丁目まで

発寒1条2丁目から4丁目まで、2条1丁目から5丁目まで、3条1丁目から6丁目まで、4条1丁目から7丁目まで、5条2丁目から8丁目まで、6条3丁目から5丁目まで、6条7丁目から14丁目まで、7条4丁目から5丁目まで、7条7丁目から14丁目まで、8条5丁目、8条7丁目、8条9丁目から14丁目まで、9条9丁目から14丁目まで、10条1丁目から6丁目まで、10条11丁目から14丁目まで、11条1丁目から6丁目まで、11条11丁目、11条12丁目、11条14丁目、12条1丁目から5丁目まで、12条11丁目から14丁目まで、13条2丁目から5丁目まで、13条11丁目から14丁目まで、14条1丁目から5丁目まで、14条11丁目から14丁目まで、15条1丁目から4丁目まで、15条12丁目から14丁目まで、16条1丁目から4丁目まで、16条12丁目から14丁目まで、17条3丁目、17条4丁目、17条13丁目、17条14丁目、小別沢

宮の沢1条1丁目から5丁目まで、2条1丁目から5丁目まで、3条2丁目から5丁目まで、4条3丁目から5丁目まで、宮の沢、西町南1丁目から21丁目まで、西町北1丁目から20丁目まで

西野1条1丁目から9丁目まで、2条1丁目から10丁目まで、3条1丁目から10丁目まで、4条1丁目から10丁目まで、5条1丁目から10丁目まで、6条1丁目から10丁目まで、7条1丁目から10丁目まで、8条1丁目から10丁目まで、9条3丁目から9丁目まで、10条6丁目から9丁目まで、11条7丁目から9丁目まで、12条8丁目、13条8丁目、14条8丁目、西野、福井1丁目から10丁目まで、福井、平和1条2丁

目から11丁目まで、平和2条1丁目から11丁目まで、平和3条4丁目から10丁目まで、平和51番地、53番地から55番地まで、57番地から61番地まで、68番地から72番地まで、171番地から179番地まで、185番地、244番地、247番地から248番地まで、262番地から268番地まで、270番地から273番地まで、275番地から277番地まで、279番地から282番地まで、296番地、302番地から325番地まで、327番地から332番地まで、334番地から335番地まで、337番地から339番地まで、343番地から387番地まで、389番地、393番地から404番地まで、409番地から413番地まで、420番地まで、422番地から423番地まで、426番地から429番地まで、431番地から437番地まで、439番地から453番地まで、457番地、460番地、472番地、474番地から488番地まで、490番地から491番地まで

(2) 江別市の全域

(3) 北広島市の全域

(4) 石狩市

親船町、親船東1条1丁目から2丁目まで、親船東2条1丁目から2丁目まで、親船東3条1丁目から2丁目まで、生振、北生振、志美、新港中央1丁目から4丁目まで、新港西1丁目から3丁目まで、新港東1丁目から4丁目まで、新港南1丁目から3丁目まで、新町、樽川、樽川3条1丁目から3丁目まで、樽川4条1丁目から3丁目まで、樽川5条1丁目から3丁目まで、樽川6条1丁目から3丁目まで、樽川7条1丁目から3丁目まで、樽川8条3丁目、樽川9条1丁目から3丁目まで、仲町、八幡1丁目から4丁目まで、八幡5丁目296番地の一部、350番地、402番地、430番地、443番地、453番地の一部、467番地の一部、507番地、508番地、539番地、八幡町1番地から7番地まで、9番地、54番地、71番地、245番地、337番地、417番地、620番地、639番地、八幡町シップ1番地、8番地、11番地、312番地、325番地、334番地、446番地、八幡町高岡71番地、579番地、八幡町来札、八幡町若生、花川、花川北1条1丁目から6丁目まで、花川北2条1丁目から6丁目まで、花川北3条1丁目から6丁目まで、花川北4条1丁目から5丁目まで、花川北5条1丁目から3丁目まで、花川北6条1丁目から5丁目まで、花川北7条1丁目から3丁目まで、花川東、花川東1条1丁目から4丁目まで、花川東2条1丁目から3丁目まで、花川南1条1丁目から6丁目まで、花川南2条1丁目から6丁目まで、花川南3条1丁目から5丁目まで、花川南4条1丁目から6丁目まで、花川南5条1丁目から6丁目まで、花川南6条1丁目から5丁目まで、花川南7条1丁目から5丁目まで、花川南8条1丁目から5丁目まで、花川南9条1丁目から5丁目まで、花川南10条1丁目から4丁目まで、浜町、花畔、花畔1条1丁目から2丁目まで、花畔2条1丁目、花畔3条1丁目、花畔4条1丁目、美登位、船場町、弁天町、本町、横町、緑苑台東1条1丁目から2丁目まで、緑苑台東2条1丁目から2丁目まで、緑苑台東3条1丁目から3丁目まで、緑苑台中央1丁目から3丁目まで、緑苑台西1条2丁目から

3丁目まで、緑苑台西2条3丁目、若生、若生町及びその地先公有水面
(5) 小樽市
銭函4丁目、5丁目及びその地先公有水面
(北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く都市計画区域図のとおり)

北海道告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入した土地の区域
なし

イ 市街化調整区域に編入した土地の区域

札幌市南区定山溪849番地の一部、1003番地、1004番地、1060番地

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入した土地の区域
函館市石川町及び戸倉町の各一部

イ 市街化調整区域に編入した土地の区域
なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 函館圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画の名称 函館湾流域下水道
変更した部分

ア 排水区域

函館圏都市計画函館公共下水道（函館湾処理区）

函館圏都市計画北斗公共下水道

函館圏都市計画七飯公共下水道

イ 下水管渠

名 称 位 置

函館湾2号幹線 起点 北斗市七重浜8丁目

終点 北斗市東浜2丁目

ウ その他の施設

名 称 位 置

北斗ポンプ場 北斗市東浜2丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道長沼南幌線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町美園4丁目688番4地先から 空知郡南幌町緑町2丁目441番8地先まで	平成19. 3. 27
	空知郡南幌町美園4丁目688番5地先から 空知郡南幌町美園4丁目688番4地先まで	同
道道中幌向栗沢線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市栗沢町必成134番1地先から 岩見沢市栗沢町北本町197番1地先まで	同
道道美唄富良野線 北海道札幌土木現業所	美唄市字美唄2295番1地先から 美唄市字美唄2295番1地先まで	同
道道美唄月形線 北海道札幌土木現業所	美唄市186番9地先から 美唄市字上美唄原野2562番5地先まで	同
道道東雁来江別線 北海道札幌土木現業所	江別市大麻519番1地先から 江別市大麻273番1地先まで	同 19. 3. 30
道道寿都停車場線 北海道小樽土木現業所	寿都郡寿都町字新栄50番1地先から 寿都郡寿都町字大磯町112番地先まで	同 19. 3. 27
道道松前港線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字唐津84番地先から 松前郡松前町字松城56番2地先まで	同

道道 松 前 港 線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字松城57番2地先から 松前郡松前町字福山121番地先まで	平成19. 3.27	道道 徹 別 原 野 釧 路 線 北海道釧路土木現業所	釧路市阿寒町ニニシベツ国有林根釧東部森林管理署2161林班よ小班 地先から釧路市阿寒町ニニシベツ国有林根釧東部森林管理署2160林 班ろ2小班地先まで	同
道道 小谷石渡島知内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡知内町字小谷石57番1地先から 上磯郡知内町字小谷石9番157地先まで	同			
道道 岩部渡島福島停車場線 北海道函館土木現業所	松前郡福島町字月崎55番地先(海浜地)から 松前郡福島町字月崎47番1地先(海浜地)まで	同	北海道告示第213号		
道道 湯の里渡島知内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡知内町字重内66番415地先から 上磯郡知内町字重内66番723地先まで	同	道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。		
道道 大 沼 公 園 鹿 部 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町609番4地先から 亀田郡七飯町字大沼町601番3地先まで	同	その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。		
道道 北 檜 山 大 成 線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町大成区富磯344番1地先から 久遠郡せたな町大成区富磯182番地先まで	同	平成19年3月27日		
道道 西大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町瀬棚区西大里645番1地先から 久遠郡せたな町瀬棚区西大里643番1地先まで	同	北海道知事 高 橋 はるみ		
道道 奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字赤石140番2地先から 奥尻郡奥尻町字赤石120番1地先まで	同	1 道路の種類 道道		
道道 奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字奥尻313番1地先(海浜地)から 奥尻郡奥尻町字奥尻309番地先まで	同	2 道路の路線名、縦覧場所及び区域		
道道 奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字湯浜99番1地先(海浜地)から奥尻郡奥尻町字湯浜 国有林檜山森林管理署2425林班ろ小班地先(海浜地)まで	同	路線名及び縦覧場所 区	間 変更前後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
道道 奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字稲穂国有林檜山森林管理署2430林班ろ小班地先から 奥尻郡奥尻町字稲穂国有林檜山森林管理署2430林班ろ小班地先まで	同	東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市字下フラノ1069番246地先から 富良野市字下フラノ1072番977地先まで	前 15.00mから 50.50mまで 1,700.00m --
道道 大 野 大 中 山 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字中島435番地先から 亀田郡七飯町字中島430番地先まで	同			前 15.79mから 51.35mまで 1,700.00m --
道道 大 野 大 中 山 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字中島160番5地先から 亀田郡七飯町字中島164番1地先まで	同			後 15.00mから 51.35mまで 1,700.00m --
道道 築別炭鉱築別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字曙146番地先から苫前郡羽幌町字曙国有林留萌北部 森林管理署2207林班口小班地先まで	同	美 沢 上 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町1948番636地先から 空知郡上富良野町1948番627地先まで	後 15.79mから 51.35mまで 1,700.00m --
道道 築別炭鉱築別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字築別1369番1地先から 苫前郡羽幌町字築別1016番1地先まで	同			前 26.40mから 97.49mまで 553.00m --
道道 厚 岸 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町片無去1133番地先から 厚岸郡厚岸町片無去1133番地先まで	同			後 26.40mから 97.49mまで 553.00m --
道道 霧 多 布 岬 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町湯沸410番地先から 厚岸郡浜中町霧多布東3条2丁目38番地先まで	同	麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市東京大学演習林34林班c小班地先から 富良野市東京大学演習林34林班b小班地先まで	前 14.68mから 27.85mまで 501.90m --
道道 厚 岸 昆 布 森 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町太田2の通り49番1地先から 厚岸郡厚岸町太田2の通り63番1地先まで	同			前 26.70mから 46.31mまで 500.00m --
道道 阿 寒 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	阿寒郡鶴居村字幌呂原野基線西30番地先から 阿寒郡鶴居村字幌呂原野基線東37番地先まで	同			後 26.70mから 46.31mまで 500.00m --
			南 陽 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市字山部3328番14地先から 富良野市字山部650番1地先まで	前 9.09mから 19.50mまで 492.10m --
					後 15.50mから 19.50mまで 492.10m --
			雨 竜 旭 川 線 北海道旭川土木現業所	士別市温根別町2583番2地先から 士別市温根別町2105番2地先まで	前 16.41mから 25.23mまで 531.13m --

		前	8.35mから 32.20mまで	544.26m	--
		後	16.44mから 28.14mまで	531.13m	--
東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市6736番地先から 富良野市2824番地先まで	前	18.18mから 19.09mまで	741.00m	--
		後	18.18mから 28.13mまで	741.00m	--
築別炭鉱築別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字曙91番1地先から 苫前郡羽幌町字曙77番1地先まで	前	9.70mから 55.26mまで	392.00m	--
		前	8.30mから 23.01mまで	389.81m	--
		後	9.70mから 55.26mまで	392.00m	--

北海道告示第214号

平成19年北海道告示第13号（平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成19年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1の事項中「（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）」を削る。

第2の3の事項を次のように改める。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- （1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- （2）企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3の1の(3)の事項中「中小企業等協同組合又は協業組合」を「中小企業組合等」に改め、第3の2の表の末尾欄外の注の事項に次の1事項を加える。

- 4 情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、企画振興部科学IT振興

局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第6に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ 北海道電子自治体共同システム

アドレス <https://www.harp.lg.jp/>

第6の1の(4)の事項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」を「中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）」に改める。